

### 【都市再生安全確保計画 の 検討体制について】

#### 1 「安全確保計画部会」 = 安全確保計画の策定組織

- 都市再生特別措置法 第19条に基づき組織される都市再生緊急整備協議会の部会として、安全確保計画の策定、またその推進を図る。
- 構成員は、従前の帰宅困難者対策協議会の構成員を包含し、法定の構成員を追加。

#### 2 「帰宅困難者対策協議会」 = 安全確保計画の検討組織 かつ 「帰宅困難者対策計画」の策定、推進組織

- 従前からの取り組みに継続性を持たせ、地域全体での共助による帰宅困難者対策の担い手として、計画の検討、対策の推進を行う。
- 「安全確保計画」及び「帰宅困難者対策計画」の実質的検討、訓練の実施の検討等は、作業部会において行う。
- その上で計画策定時の意思決定は、帰宅困難者対策協議会で行うこととし、開催については、安全確保部会と同時開催とする。
- その他、必要に応じて、事業所などへの個別ヒアリングなども踏まえる。(事務局作業)

